

## 鹿沼市景観行政指導要綱

平成27年3月26日

告示第68号

(目的)

第1条 この告示は、本市の豊かな自然や歴史、文化等の資源を生かした良好な景観の形成を促進するために、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第16条第1項及び第2項に定める行為を行おうとする者に対する、適正な指導の基準を定めることにより暮らしやすく魅力的なまちづくりに寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この告示は、法第16条第1項及び第2項に定める行為の内、鹿沼市景観条例（平成26年度鹿沼市条例第24号。以下「条例」という。）第11条の規定により届出を要しない行為とならなかった行為（以下「届出対象行為」という。）に適用する。

(届出対象行為を行う者の責務)

第3条 届出対象行為を行う者は、届出対象行為が周辺の景観と調和したものとなるよう配慮しなければならない。

(事前協議)

第4条 届出対象行為を行おうとする者は、その届出をする前に、あらかじめ市長と協議をするものとする。

(景観チェックシート)

第5条 届出対象行為を行おうとする者は、規則に定める届出書及び添付図書とともに景観チェックシート（様式第1-1号、第1-2号、第1-3号）を添付するものとする。

(助言)

第6条 市長は、条例第13条の規定による助言を受ける者（以下「助言対象者」という。）から書面による通知を求められた場合は、景観計画区域内における行為に関する助言書（様式第2号）により、助言対象者宛てに通知するものとする。

(指導)

第7条 市長は、条例第13条の規定による指導を受ける者（以下「指導対象者」という。）から書面による通知を求められた場合は、景観計画区域内における行為に関する指導書（様式第3号）により、指導対象者宛てに通知するものとする。

(完了届)

第8条 届出対象行為を行った者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者は、当該行為が完了したときは、速やかに景観計画区域内行為完了届出書（様式第4号）にカラー完成写真を添付し提出するものとする。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から適用する。

景観チェックシート

様式第1-1号（第5条関係）

景観チェックシート(建築物)

件名：					記入者：		
場所：							
事項	基準	各景観で特に配 慮が望まれるも				チ エ ツ ク 欄	具体的な取り 組みや工夫し た点
		自然系景観	歴史系景観	都市系景観	心象系景観		
<b>第1 基本的事項</b>							
1 地域の特性への配慮	・地域の特性を考慮し、その地域の基調となる景観と調和させること。	○	○	○	○		
2 既存施策への配慮	・届出対象行為を行う土地について、景観法（平成16年法律第110号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等に基づく施策又は県若しくは市が定める景観形成に関する条例、要綱等に基づく施策がある場合は、それらの施策との整合性に配慮すること。	○	○	○	○		
3 視点と視対象の関係性への配慮	・見る位置（視点場）と見られる対象（視対象）との関係を考慮した景観形成に努めること。	○	○	○	○		
取り組みのなかで特筆すべき点：							

事項	基準	配慮事項	各景観で特に 配慮が望まれるもの				チ エ ツ ク 欄	具体的な取 組みや工夫 した点
			自然系景観	歴史系景観	都市系景観	心象系景観		
第2 届出対象行為（建築物に限る。）の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更								
1 配置等	(1)眺望への配慮 地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。	・自然系景観の中においては、主要な眺望点からの眺望を基準として位置や規模を検討しているか。	○			○		
		・市街地では道路、公園、広場等を視点場とした街並みの見え方を基準として、位置や規模を検討しているか。			○	○		
		・眺望に配慮して位置の工夫や規模を抑える検討をしているか。	○	○		○		
	(2)稜線への配慮 山稜の近傍にあっては、稜線を遮らない位置及び規模とすること。	・長大な幅や壁面を有する建築物は、その位置を工夫や、周辺樹林等を残すなどにより、山なみの稜線を分断しないよう配慮しているか。	○			○		
		・やむを得ず、建築物の位置について稜線の分断となる場合は、建物の分割による小型化、屋根等の形態の工夫による稜線との調和に配慮しているか。	○			○		
	(3)歩行者空間等への配慮 道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感を緩和するような位置及び規模とすること。	・歩行者空間に対して圧迫感、威圧感を緩和するよう、道路境界線及び隣地境界線から建築物までの距離をとり、ゆとりを確保しているか。			○			
		・十分な後退距離が確保できない場合は、中高層部を後退させることにより、街並みへの圧迫感、威圧感を緩和するよう配慮しているか。			○			
		・後退距離が確保できる場合でも、接道部分の緑化や、敷地における歩行者空間との一体化に配慮しているか。		○	○			

事項	基準	配慮事項	各景観で特になれ 配慮が望まれるもの				チェック欄	具体的な取り組みや工夫した点
			自然系景観	歴史系景観	都市系景観	心象系景観		
第2 届出対象行為（建築物に限る。）の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更								
1 配置等	(4)空地確保への配慮 建築物の周辺には、できる限り空地を確保すること。	・敷地内は緑化修景等に活用可能なように、建築面積の敷地面積に対する割合を抑え、空地を確保しているか。	○	○	○	○		
		・敷地境界から一定の幅を持った空地又は緑地帯を確保しているか。	○		○			
		・多くの人に緑化した空地を利用したり、眺められたりできるように、空地の配置を検討しているか。	○	○	○	○		
		・周囲に樹林地等がある場合には、それらの樹林地等との連続性に配慮した緑化が可能なように空地を配置するよう配慮しているか。	○			○		
	(5)歴史性への配慮 歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること。	・歴史的建造物等がつくる街並みに対し、低層部の軒や開口部の高さ、壁面線の位置、色調を揃えるなどにより、連続性を創出、維持しているか。			○		○	
		・歴史的建造物等がつくる街並みの、それぞれの建築規模に配慮し、大壁面となる場合は、外壁を分節化するなどの工夫を行っているか。			○		○	
		・歴史的建造物や歴史的資源の周辺にゆとりを確保したり、これに調和する色調とするなど、歴史的雰囲気大切にしているか。			○		○	
	(6)水辺への配慮 水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること。	・水辺から離し、水辺沿いの景観に調和するよう配慮しているか。	○				○	
		・やむを得ず水辺に近づく場合には、水辺がつくる水際線の連続性を分断しない位置や規模の工夫を図っているか。	○					
		・人工の水辺の場合は、敷地や建物の中に水を取りこむなど、水辺に親しめるような工夫を図っているか。				○		

事項	基準	配慮事項	各景観で特に 配慮が望まれるもの				チ エ ッ ク 欄	具体的な取 組みや工夫 した点	
			自然系景観	歴史系景観	都市系景観	心象系景観			
第2 届出対象行為（建築物に限る。）の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更									
2 形態意匠	(1) 一体性への配慮 建築物全体として調和のとれた形態及び意匠とすること。	・1つの敷地に複数の建築物を建てる場合は、個々の建築物ごとに形態及び意匠を考えるのではなく、複数の建築物群による景観的まとまりに配慮しているか。	○	○	○	○			
		・複合的な建築物や増改築が行われる場合も、基調となる意匠を踏襲するなど、建築物の一体的な形態及び意匠としているか。	○	○	○	○			
	(2) 周辺の景観との調和への配慮 周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること。	・街並みと調和するよう窓、ベランダ、バルコニーの壁面デザイン、屋根の形状等に配慮しているか。			○	○	○		
		・自然系景観のなかでは、背景となる平地林や山なみと調和する形態や、周囲の自然と違和感の生じない意匠に配慮しているか。	○				○		
	(3) 歩行者空間等への配慮 道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような形態及び意匠とすること。	・開口のない壁面を道路や河川等の公共空間に向けないように配慮しているか。				○			
		・外壁などの意匠は、街に開かれ、親しまれる工夫を図っているか。				○	○		
		・塀や門扉についても、圧迫感、威圧感を与えないような、意匠の工夫を図っているか。			○	○			
		・河川沿いでは水辺との空間的連続性が感じられるような、形態の工夫を図っているか。	○	○	○	○			
	(4) 歴史性への配慮 歴史的な建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はその歴史的な建造物等と調和する形態及び意匠とすること。	・低層部においては、周辺の街並みにおける屋根形状や、屋根こぶ配等による連続性に配慮しているか。			○	○	○		
		・歴史的な建造物等の形態及び意匠を採用する場合には、安易な模倣とならないよう配慮しているか。			○		○		
		・地域固有の歴史的形態及び意匠が伝わる場合には、それを生み出した歴史的背景、地域特性を十分理解し、その継承に努めているか。			○		○		

事項	基準	配慮事項	各景観で特になれ 配るものが望ま るもの				チ エ ッ ク 欄	具 体 的 な 取 り 組 み や 工 夫 し た 点
			自然系景観	歴史系景観	都市系景観	心象系景観		
第2 届出対象行為（建築物に限る。）の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更								
3 色彩	(1)周辺との関係への配慮 周辺の景観に調和する色彩とすること。	・基本的に、彩度を抑えた色彩を建築物の色彩の基調とするよう配慮しているか。	○	○	○	○		
		・背景となる景観との明度差の小さい色彩を建築の基調とするよう配慮しているか。	○	○	○	○		
		・アクセントカラーを導入する場合は、周辺や施設の基調となる色彩と使用する面積割合とのバランスに配慮しているか。	○	○	○	○		
	(2)地域性への配慮 地域の特性に配慮した色彩とすること。	・歴史系景観のなかでは、街並みの基調となる色彩を十分調査し、基調色との調和に配慮しているか。		○		○		
		・自然系景観のなかでは、背景となる自然になじむ色彩との調和に配慮しているか。	○			○		
		・アクセント色の導入などによる賑わいの演出を図る場合は、建築物の低層部に限定し、中高層部は眺望や遠方からの視線による景観に配慮しているか。				○		
4 材料	(1)地域性への配慮 外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。	・景観の質の向上に寄与する材料を使用するよう配慮しているか。	○	○	○	○		
		・自然系景観のなかでは、光沢のある材料の使用は慎重に行い、周囲と違和感のない景観とするよう配慮しているか。	○			○		
		・歴史系景観のなかで、伝統的材料、自然の材料を利用できない場合は、意匠や色彩等により、周囲と違和感のない景観とするよう配慮しているか。		○		○		
		・周辺の街並みにない、新たな材料を多用する場合には、その街並みに対する景観的な影響について配慮しているか。	○	○	○	○		
	(2)耐久性への配慮 外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。	・耐久性のある、メンテナンスが容易な材料を選ぶよう配慮しているか。	○	○	○	○		
		・レンガや石材、木材などの汚れが目立たず、年月を経て風格の増す材料の導入に配慮しているか。	○	○		○		

事項	基準	配慮事項	各景観で特に 配慮が望まれるもの				チ エ ッ ク 欄	具体的な取 組みや工夫 した点
			自然系景観	歴史系景観	都市系景観	心象系景観		
第2 届出対象行為（建築物に限る。）の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更								
5 敷地の緑化	(1)敷地緑化への配慮 敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。	・建築物から受ける圧迫感等を和らげるよう緑化に配慮しているか				○		
		・季節毎の花の咲く樹種など、四季のうつろいを感じられる樹種を計画的に配置するよう配慮しているか。				○	○	
		・地域のビオトープネットワークの一部となるように配慮しているか。				○		
	(2)既存樹木への配慮 緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用すること。	・大木等のランドマーク性に配慮し、これを生かすよう、建築物の位置や規模を工夫しているか。	○	○	○	○		
		・既存の場所で保全が難しい場合は、移植などを検討しているか。	○	○	○	○		
	(3)緑化樹種への配慮 樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること。	・建築物との調和や、道路植栽との一体性等に配慮しているか。		○	○	○		
		・周囲に樹林地等がある場合には、それらの在来種との調和を図っているか。	○			○		
		・植栽の十分な管理を行うとともに、緑化や樹種の選定にあっても管理のしやすさに配慮しているか。	○	○	○	○		

事項	基準	配慮事項	各景観で特に 配慮が望まれるもの				チ エ ツ ク 欄	具体的な取 組みや工夫 した点
			自然系景観	歴史系景観	都市系景観	心象系景観		
第2 届出対象行為（建築物に限る。）の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更								
6 その他	(1)屋外駐車場への配慮 敷地内に屋外駐車場を設置する場合は、街並み、隣接する敷地等との不調和が生じないようにすること。	・駐車場の計画段階から、緑化のスペース確保、変化のある駐車スペースの配置などを検討しているか。	○	○	○	○		
		・駐車場への出入口を限定し、道路から直接見通せないよう配慮しているか。	○	○	○	○		
		・大規模な駐車場は、駐車スペースをいくつかのブロックに区切るなど、変化をつける工夫を図っているか。	○	○	○	○		
		・駐車場の周囲は緑化を行い、周囲の自然との調和や街並みにつながるおいを与えるよう配慮しているか。	○	○	○	○		
		・緑化スペースが十分確保できない場合や市街地内の立体駐車場にあっても、フェンスや外壁における壁面緑化を検討するなど、積極的な緑化に努めているか。				○		
		・敷地周囲の緑化だけでなく、駐車スペースも緑化ブロック等による緑化を検討しているか。	○	○	○	○		
		・敷地周囲をマウンドアップし、緑化を行うなどにより、より効果的に駐車場への視線を遮ることを検討しているか。	○	○	○	○		
	(2)屋外照明の過剰光量への配慮 屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること。	・まぶしさを防ぐため、直接、光源が見えないように配慮しているか。	○	○	○	○		
		・建物内部から漏れる明かりと屋外照明との一体的な照明環境に配慮しているか。	○	○	○	○		
		・歴史系景観のなかでは、暖かみのある光色を採用し、夜間の歴史系景観を演出するよう配慮しているか。		○		○		
・まちの賑わいを演出する必要がある場合を除き、安全や夜間景観の落ち着きを確保するため、点滅する電飾やサーチライトなどは、避けるよう配慮しているか。					○			



事項	基準	配慮事項	各景観で特になれ 配慮が望まれるもの				チ エ ツ ク 欄	具体的な取 り組みや工 夫した点
			自然系景観	歴史系景観	都市系景観	心象系景観		
第2 届出対象行為（建築物に限る。）の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更								
6 その他	(3)工事用囲いへの配慮 工事中は、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事塀等により、できる限り修景の工夫をすること。	・工事用囲いを設置する場合は、周囲の景観への違和感を軽減するため、工事用囲いにグラフィックを施すなどの工夫を図っているか。		○	○	○		
		・敷地に余裕のある場合や、自然景観のなかでは、緑化による遮へいを検討しているか。	○			○		
	(4)建築物に附帯する広告物への配慮 建築物に附帯する広告物は、建築物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。	・計画段階から屋外広告物の設置を考慮して建物全体のデザインを検討しているか。	○	○	○	○		
		・広告物の形状や表示方法についても、附帯する建築物のデザインや周囲の景観、まちづくりの方向性に配慮しているか。	○	○	○	○		
		・広告物は低層階に集中させ、眺望や遠方からの視線における景観に配慮するとともに、歩行者空間の賑わいに寄与するよう配慮しているか。	○	○	○	○		
	(5)建築物移転跡地への配慮 建築物の移転後の跡地は、周辺の景観と調和させること。	・跡地の緑化や、塀の設置を行い、周囲の景観との不調和が起きないように配慮しているか。		○	○	○		
		・自然系景観のなかでは、周囲の農村景観や平地林、山並みと調和する緑化を行うよう配慮しているか。	○			○		
		・移転跡地への不法投棄などが発生しないよう、管理を十分に行っているか。	○			○		
	取り組みのなかで特筆すべき点：							

景観チェックシート(工作物)

件名:					記入者:				
場所:									
事項	基準	各景観で特に配慮が望まれるもの				チェック欄	具体的な取り組みや工夫した点		
		自然系景観	歴史系景観	都市系景観	心象系景観				
第1 基本的事項									
1 地域の特性への配慮	・地域の特性を考慮し、その地域の基調となる景観と調和させること。	○	○	○	○				
2 既存施策への配慮	・届出対象行為を行う土地について、景観法(平成16年法律第110号)、自然公園法(昭和32年法律第161号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)等に基づく施策又は県若しくは市が定める景観形成に関する条例、要綱等に基づく施策がある場合は、それらの施策との整合性に配慮すること。	○	○	○	○				
3 視点と視対象の関係性への配慮	・見る位置(視点場)と見られる対象(視対象)との関係を考慮した景観形成に努めること。	○	○	○	○				
取り組みのなかで特筆すべき点:									

事項	基準	配慮事項	各景観で特に配も 慮が望まれる				チ エ ッ ク 欄	具体的な取 り組みや工 夫した点
			自然系景観	歴史系景観	都市系景観	心象系景観		
<b>第3 届出対象行為（工作物に限る。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</b>								
1 配置等	(1)眺望への配慮 地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然系景観のなかにおいては、主要な眺望点からの眺望を基準として、位置や規模を検討しているか。</li> <li>市街地では道路、公園、広場等を眺望点とした街並みの見え方を基準として、位置や規模を検討しているか。</li> <li>眺望に配慮して位置の工夫や規模を抑える検討をしているか。</li> </ul>	○			○		
	(2)稜線への配慮 山稜の近傍にあっては、稜線を遮らない位置及び規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>長大な幅や壁面を有する工作物は、その位置を工夫し、周辺樹林等を残すなどにより、稜線を分断しないよう配慮しているか。</li> <li>工作物の位置について稜線への配慮が難しい場合は、工作物の分割による小型化、外観デザインの稜線との調和等に配慮しているか。</li> </ul>	○			○		
	(3)歩行者空間等への配慮 道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような位置及び規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者空間に対して、後退距離を確保するとともに、接道部分の緑化や敷地における歩行者空間との一体化に配慮しているか。</li> </ul>	○	○	○	○		
	(4)歴史性への配慮 歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共空間から離し、周囲の景観との不調和にならないように配慮しているか。</li> <li>歴史的建造物等がつくる街並みの連続性に合わせた位置や規模に配慮するとともに、これに調和した色調とするなど、歴史的雰囲気大切にしているか。</li> </ul>		○		○		

事項	基準	配慮事項	配られるべき景観の各観点				チエック欄	具体的な取組みや工夫した点
			自然系景観	歴史系景観	都市系景観	心象系景観		
第3 届出対象行為（工作物に限る。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更								
1 配置等	(5)水辺への配慮 水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること。	・水辺から離し、水辺沿いの景観に調和するよう配慮する。	○			○		
		・やむを得ず水辺に近づく場合には、水辺がつくる水際線の連続性を分断しない位置や規模の工夫を図っているか。	○					
2 形態意匠	(1)周辺景観との調和への配慮 周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること。	・街並みと調和するよう工作物の形態に配慮しているか。		○	○	○		
		・自然系景観のなかでは、背景となる平地林や山並みと調和する形態や、周囲の自然と違和感の生じない意匠に配慮しているか。	○			○		
	(2)歴史性への配慮 歴史的な建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はその歴史的な建造物等と調和する形態及び意匠とすること。	・歴史的な形態及び意匠を採用する場合には、安易な模倣とならないよう配慮しているか。		○		○		
		・地域特有の歴史的形態及び意匠が伝わる場合には、それを生み出した歴史的背景、地域特性を十分理解し、その継承に努めているか。		○		○		
3 色彩	(1)周辺との関係への配慮 周辺の景観に調和する色彩にすること。	・基本的に、彩度を抑えた色彩を工作物の色彩の基調とするよう配慮しているか。	○	○	○	○		
		・背景となる景観との明度差の小さい色彩を工作物の基調とするよう配慮しているか。	○	○	○	○		
	(2)地域性への配慮 地域の特性に配慮した色彩とすること。	・歴史系景観のなかでは、街並みの基調となる色彩を十分調査し、基調色との調和に配慮しているか。		○		○		
		・自然系景観のなかでは、背景となる自然になじむ色彩に配慮しているか。	○			○		
		・アクセントカラーを導入する場合は、周辺や施設の基調となる色彩と使用する面積割合とのバランスに配慮しているか。	○	○	○	○		

事項	基準	配慮事項	各景観で特に配慮が望まれるもの				チエック欄	具体的な取り組みや工夫した点
			自然系景観	歴史系景観	都市系景観	心象系景観		
<b>第3 届出対象行為（工作物に限る。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</b>								
4 材料	<b>(1)地域性への配慮</b> 外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観の質の向上に寄与する材料を使用するよう配慮しているか。</li> </ul>	○	○	○	○		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然系景観のなかでは、光沢のある材料の使用は慎重に行い、周囲と違和感のない景観とするよう配慮しているか。</li> <li>・歴史系景観のなかで、伝統的材料、自然の材料を利用できない場合は、意匠や色彩等の工夫により、周囲と違和感のない景観とするよう配慮しているか。</li> <li>・周辺の街並みにない、新たな材料を多用する場合には、その街並みに対する景観的な影響について配慮しているか。</li> </ul>	○			○		
4 材料	<b>(2)耐久性への配慮</b> 外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐久性のあるメンテナンスが容易な材料を選ぶよう配慮しているか。</li> </ul>	○	○	○	○		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・レンガや石材などの汚れが目立たず、年月を経て風格の増す材料の導入を検討しているか。</li> </ul>	○	○		○		
5 敷地の緑化	<b>(1)敷地緑化の配慮</b> 敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物の圧迫感、威圧感を軽減するよう、歩行者空間と接する場所では敷地を緑化し、空地を確保するなどの工夫を図っているか。</li> </ul>	○	○	○	○		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大木等のランドマーク性に配慮し、これを生かすよう、工作物の位置や規模を工夫しているか。</li> <li>・既存の場所での保全が難しい場合は、移植などを検討しているか。</li> </ul>	○	○	○	○		

事 項	基 準	配 慮 事 項	配 慮 事 項				チ エ ッ ク 欄	具 体 的 な 取 り 組 み や 工 夫 し た 点
			各 景 観 の 配 慮	特 に 望 ま れ る 景 観	都 市 系 景 観	心 象 系 景 観		
<b>第3 届出対象行為（工作物に限る。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</b>								
5 敷地の緑化	(3) 緑化樹種への配慮 樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること。	・樹木と工作物との調和や、道路植栽などとの一体性に配慮しているか。		○	○	○		
		・周囲に樹林地等がある場合には、それらの在来種との調和を図っているか。	○			○		
6 その他	(1) 屋外照明の過剰光量への配慮 屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないように配慮すること。	・まぶしさを防ぐため、直接、光源が見えないように配慮しているか。	○	○	○	○		
		・歴史系景観のなかでは、暖かみのある光色を採用し、夜間の歴史系景観を演出するよう配慮しているか。		○		○		
	(2) 工事用囲いへの配慮 工事中は、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事堀等により、できる限り修景の工夫をすること。	・工事用囲いを設置する場合は、周囲の景観への違和感を軽減するため、工事用囲いにグラフィックを施すなどの工夫を図っているか。		○	○	○		
・敷地に余裕のある場合や、自然景観のなかでは、緑化による遮へいを検討しているか。		○			○			
	(3) 工作物に附帯する広告物への配慮 工作物に附帯する広告物は、工作物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。	・計画段階から屋外広告物の設置を考慮して工作物全体のデザインを検討しているか。		○	○	○		
		・広告物の形状や表示方法についても、附帯する工作物のデザインや周囲の景観、まちづくりの方向性に配慮しているか。		○	○	○		
		・広告物は低層階に集中させ、眺望や遠方からの視線における景観に配慮するとともに、歩行者空間の賑わいに寄与するよう配慮しているか。		○	○	○		

事項	基準	配慮事項	配も に 特 で 望 景 各 慮 の				チ エ ッ ク 欄	取 組 み や 工 夫 し た 点
			自 然 系 景 観	歴 史 系 景 観	都 市 系 景 観	心 象 系 景 観		
第3 届出対象行為（工作物に限る。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更								
6 その他	(4) 工作物移転跡地への配慮 工作物の移転後の跡地は、周辺の景観と調和させること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・跡地の緑化や、塀の設置を行い、周囲の景観との不調和が起きないように配慮しているか。</li> <li>・自然系景観のなかでは、周囲の農村景観や平地林、山なみと調和する緑化を行うよう配慮しているか。</li> <li>・移転跡地への不法投棄などが発生しないよう、管理を十分に行っているか。</li> </ul>		○	○	○		
			○			○		
			○			○		
取り組みのなかで特筆すべき点：								

景観チェックシート(開発行為)

件名：	記入者：
-----	------

場所：

事項	基準	各景観で特に配慮が望まれるもの				チェック欄	具体的な取り組みや工夫した点
		自然系景観	歴史系景観	都市系景観	心象系景観		

第1 基本的事項

1 地域の特性への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性を考慮し、その地域の基調となる景観と調和させること。</li> </ul>	○	○	○	○		
2 既存施策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出対象行為を行う土地について、景観法(平成16年法律第110号)、自然公園法(昭和32年法律第161号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)等に基づく施策又は県若しくは市が定める景観形成に関する条例、要綱等に基づく施策がある場合は、それらの施策との整合性に配慮すること。</li> </ul>	○	○	○	○		
3 視点と視対象の関係性への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見る位置(視点場)と見られる対象(視対象)との関係を考慮した景観形成に努めること。</li> </ul>	○	○	○	○		

取り組みのなかで特筆すべき点：



事項	基準	配慮事項	配もに特で観望が各慮の				チエツク欄	具体的な取組みや工夫した点
			自然系景観	歴史系景観	都市系景観	心象系景観		
<b>第4 開発行為</b>								
1 土地の形状及び緑化	(1) のり面や擁壁に対する配慮 擁壁の全面やのり面は、自然石の使用や自然石調など、仕上げの工夫により緑と調和した表情づくりに努めること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁の前面やのり面は、自然石の使用や自然石調など石の使用など工夫しているか。</li> <li>・住宅地に隣接した場所などでは、緑化とともに花木等による積極的な修景を行うよう配慮しているか。</li> </ul>	○	○	○	○		
	(2) 敷地分割の適正化への配慮 土地の不整形な分割又は細分化は避けること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の計画段階から、適正な敷地規模、整形な敷地形状を確保するよう配慮しているか。</li> </ul>	○	○	○	○		
2 その他	(1) 自然の活用と保全への配慮 優れた景観を形成する樹木等がある場合は、その保全及び活用を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地内の優れた自然を積極的に保全し、活用するよう配慮しているか。</li> </ul>	○			○		
<b>取組みのなかで特筆すべき点：</b>								

様

鹿沼市長



景観計画区域内における行為に関する助言書

年 月 日付で届出のあった行為は、鹿沼市景観計画形成基準に定められた行為に適合しないと認められるので、鹿沼市景観条例第13条の規定により、次のとおり必要な措置を講ずることを助言します。

1 助言の対象となる行為

- (1) 行為の場所
- (2) 行為の種類

2 助言の内容

3 鹿沼市景観計画景観形成基準に適合しない事項及びその理由

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

6 その他

- (1) この助言に従い必要な措置を講じた場合又は不明な点がある場合は、都市建設部 課（電話 ）までご連絡ください。

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿沼市長



景観計画区域内における行為に関する指導書

年 月 日付けで届出のあった行為は、鹿沼市景観計画景観形成基準に定められた行為に適合しないと認められるので、鹿沼市景観条例第13条の規定により、次のとおり必要な措置を講ずることを指導します。

1 指導の対象となる行為

- (1) 行為の場所
- (2) 行為の種類

2 指導の内容

3 鹿沼市景観計画景観形成基準に適合しない事項及びその理由

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

6 その他

- (1) この指導に従い必要な措置を講じた場合又は不明な点がある場合は、都市建設部 課（電話 ）までご連絡ください。

様式第4号（第8条関係）

景観計画区域内行為完了届出書

年 月 日

鹿沼市長 様

届出者 (〒 )  
住所  
氏名  
電話 ( ) -  
(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所又は事業所の所在地)

下記の行為が完了したので届け出ます。

適合通知	年 月 日 第 号		
行為の場所			
行為の種類	□建築物	用 途	
		行為の区分	新築・増築・改築・移転 外観を変更する修繕・模様替え・色彩変更
	□工作物	種 類	
		用 途	
		行為の区分	新築・増築・改築・移転 外観を変更する修繕・模様替え・色彩変更
	□開発行為	用 途	
完了日	年 月 日		
届出の内容に係る照会先	(〒 ) 住 所 氏 名 電話 ( ) -		
備考	1 行為の種類欄は、該当する行為の□にレ点を付け、該当する行為の区分を○で囲んでください。 2 完了の状況を示す写真を添付してください。(カラー完成写真、2方向以上)		受付